

一宮市移動式赤ちゃんの駅貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一宮市内で開催される行事、催事等（以下「イベント」という。）に移動式赤ちゃんの駅を貸し出す一宮市移動式赤ちゃんの駅貸出事業の実施について、必要な事項を定めることで、乳幼児及び保護者が安心して外出できる環境をつくり、子育て世代に選ばれるまちづくりを目指す。

(定義)

第2条 この要綱において、「移動式赤ちゃんの駅」とは、乳幼児のおむつ交換又は授乳を行うための設備を含む、持ち運びができるテント一式をいう。

(貸出条件)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体及びイベントは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 一宮市内で行うイベントを主催する団体
- (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教又は営利の活動を目的としないイベント
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント

2 愛知県、一宮市等の行政機関から後援を受けているイベントに関しては、前項の条件によらず貸出しを受けることができる。

(貸出申請)

第4条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一宮市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1、以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、子ども家庭部長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申請を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

3 前項の規定により行われた申請については、様式第1により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

4 第2項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに子ども家庭部長に到達したものとみなす。

5 申請者は、貸出しを受けようとする日の3か月前の日から14日前の日までに申請書を提出しなければならない。なお、子ども家庭部長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(決定)

第5条 子ども家庭部長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、市が主催等するイベントを優先とし、その他のイベントは原則として先着順とする。

(貸出期間)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、イベント当日および前後2日間を含めた期間とし、最長7日とする。ただし、子ども家庭部長が認めた場合は、貸出期間を延長することができるものとする。

(貸出料)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。ただし、設置にかかる経費や、破損したときの修繕費等は移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）が負担するものとする。

(貸出し及び返却)

第8条 使用者は、原則として子ども家庭部長が指定する場所において自ら移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却の際は、一宮市移動式赤ちゃんの駅使用実績報告書（様式第3）を提出し、返却しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実績報告は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該実績報告を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。
- 3 前項の規定により行われた実績報告については、様式第3により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた実績報告は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに子ども家庭部長に到達したものとみなす。
- 5 使用者は返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 承認書に記載されたイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅取扱説明書に従い適正に管理及び使用し、破損、汚損等しないよう努めること。
- (4) あらかじめ定められた期限までに返却すること。
- (5) その他子ども家庭部長が特に付した条件に従って使用すること。

(暴力団等排除に係る貸出拒否)

第10条 子ども家庭部長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を拒否することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(貸出承認の取消し)

第11条 子ども家庭部長は、使用者がこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取消すことができる。

2 前項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、子ども家庭部長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

3 子ども家庭部長は、第1項の規定により貸出承認を取消したときは、これによって生じた市の損害の賠償を使用者に請求することができるものとする。

4 子ども家庭部長は、第1項の規定により貸出承認を取り消したことにより使用者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(原状回復)

第12条 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、子ども家庭部長は使用者に対し、その備品を新たに購入するのに要する費用を弁償させることができる。

(市の責任)

第13条 市は、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負わない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。